

秋田県と株式会社ポーラとの包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ポーラ（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が密接な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 就職及び女性活躍支援に関すること
 - (2) 「美の国あきた」具現化の推進に関すること
 - (3) その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること
- 2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の有効期限）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、この協定の締結および実施において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年 11月 16日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敦人

乙 東京都品川区西五反田二丁目2番3号
株式会社ポーラ
代表取締役社長

枝野

別 紙

「秋田県と株式会社ポーラとの包括連携協定」に基づく

具体的な連携事業

1. 就職及び女性活躍支援に関すること

(1) 就職支援のための取組

- ①県内の大学・短期大学・専門学校生に対する就活マーク及び起業セミナー等の実施
- ②県内の高等学校からの要請に応じた就活マーク講座の実施
- ③秋田県合同就職説明会及び面接会での就活マークの実施
- ④県内の就職促進に向けたポーラ社員等のあきた女子活応援サポーターへの就任及び関連イベントへの協力
- ⑤県内外の大学生等のインターンシップ受入協力

(2) 女性活躍支援のための取組

- ①女性の活躍（リクルートフォーラムへの無償招待等）及び仕事と育児・家庭の両立支援に取組む企業への協力
- ②仕事と育児・家庭の両立及び仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に向けた取組推進
- ③ポーラ役員職員等による「女性の能力活用」への取組推進
- ④県主催の女性活躍及び男女共同参画の関連イベントへのブース出店協力
- ⑤ポーラ秋田センターの男女イキイキ職場宣言事業所としての協定締結及び他企業へのPR活動協力

2. 「美の国あきた」具現化の推進に関すること

(1) 健康寿命日本一・美肌日本一に向けた取組

- ①生活習慣の改善に向けた健康セミナーの開催及び健康関連イベントでのブース設置
- ②高齢者の生きがいづくりのための特別養護老人ホーム等でのマークサービス・美容イベント等の実施

(2) 出会い及び結婚支援に関する少子化対策への取組

- ①婚活マークサービス及び指導の実施
- ②婚活イベント等での美容ブースの設置

(3) 秋田美人につながる県産品等の周知に向けた取組

- ①「美人をつくるあきた米」のPR活動への協力

- ②県産の機能性食材を使用した商品開発への協力
- ③県アンテナショップ「あきた美彩館」での県産品等のPRイベントへの協力
- ④ポーラ本社社員食堂での秋田物産フェア等の開催
- ⑤ポーラ秋田センターでの県産品のPR活動等への協力

(4) スポーツの振興に向けた取組

- ①新体操等の競技スポーツへのマーク支援
- ②県主催のスポーツイベント等へのブース出店協力

3. その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

(1) 県政や暮らしに関する県政情報の周知への協力

(2) 交通事故、雪害事故及び特殊詐欺被害の防止など、県民の安全・安心な暮らしを守る情報の周知への協力

(3) 秋田県花いっぱい運動を通した地域コミュニティ再生への協力

- ①県内のポーラショップでのパンフレットの設置
- ②花関連イベントへの美容ブースの出店協力

(4) その他、地域社会の活性化及び県民サービスの向上に資する連携事業については、別途協議を行い、合意できたものから順次実施

以上